

福島県地球温暖化対策推進計画の改定について

1 改定の趣旨

福島県地球温暖化対策推進計画（以下、「計画」という。）については、平成 29 年 3 月に気候変動適応策の追加等の見直しを行ったが、今年度で終期を迎えることから改定を行うもの。

2 計画の位置付け

- (1) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 17 号）第 21 条により策定が義務づけられた地方公共団体実行計画
- (2) 福島県環境基本計画の個別計画

3 計画の概要

- (1) 計画期間
平成 25 年（2013 年）度から令和 2 年（2020 年）度までの 8 カ年
- (2) 基本的な考え方
県民の総意と参加による環境と経済が調和した総合的な地球温暖化対策の推進
- (3) 温室効果ガス排出量の削減目標 [2013 年度比]
令和 2 年（2020 年）度までに▲25%
令和 12 年（2030 年）度までに▲45%
- (4) 各施策について
 - 温室効果ガス排出抑制等に関する施策（緩和策）
県民総ぐるみの省エネルギー対策、再生可能エネルギーの飛躍的な推進等
 - 気候変動の影響に対する施策（適応策）
水災害・水資源、農林水産業、生態系、健康の 4 分野に係る施策

<参考> 温室効果ガス排出量（平成 29 年度（2017 年度））

- 総排出量（CO₂換算）
17,673 千 t（全国の約 1.4%）、2013 年度比 ▲6.3%
- 調整後排出量（CO₂換算）
16,486 千 t、2013 年度比 ▲12.6%

※調整後排出量とは、総排出量から森林吸収分や再生可能エネルギーによる削減分等を差し引いたもの。

4 改定の基本的な考え方

上位計画に当たる県総合計画及び県環境基本計画の改定状況、地球温暖化対策に関する国内外の状況の変化等を踏まえて施策や指標等を見直し、本県の復興の状況に配慮しつつ、以下の視点を踏まえて改定を行う。なお、今回の改定において、本計画を、気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）第 12 条に基づく地域気候変動適応計画に位置付けることと

したい。

- ・ 持続可能な開発目標（SDGs）
- ・ パリ協定の本格スタート
- ・ 国による 2050 年カーボンニュートラル宣言
- ・ 国の地球温暖化対策計画やエネルギー基本計画の改定
- ・ With コロナ, After コロナを踏まえた新しい生活様式の推進 など

5 改定の進め方

気候変動分野の学識経験者や各排出部門（産業、運輸部門等）の関係者から構成される「地球にやさしい温室効果ガス排出在り方検討会」（以下、「検討会」という。）を設置し、現状分析や温暖化対策の新たな視点等について御意見をいただく。

6 今後のスケジュール（検討会）※環境審議会（全体会）開催時に改定状況を報告。

令和2年11月 現計画の取組状況と課題整理

令和3年 1月 次期計画の施策、指標の検討

3月 次期計画の目標、骨子案の検討

6～7月 次期計画の素案の検討、パブリックコメント等

9月 次期計画（案）の検討

10月 次期計画の決定